

令和2年第8回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和2年11月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和2年12月1日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 向山光
 - 3番 瀬戸純
 - 4番 舟橋秀仁
 - 5番 松澤千代子
 - 6番 山寺はる美
 - 7番 樋口博美
 - 8番 池田睦雄
 - 9番 津谷彰
 - 10番 矢ヶ崎紀男
 - 11番 小澤睦美
 - 12番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 議案第6号 令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第7号 令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第8号 令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第9号 令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 14 議案第 12 号 辰野町第 6 次総合計画基本構想について
- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町道路線の認定について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町道路線の変更について
- 日程第 18 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条、及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項
- 報告第 1 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 19 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	竹 村 智 博
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番	松 澤 千代子
議席 第 6 番	山 寺 はる美

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 8 回辰野町議会 12 月定例会を開会いたします。欠席の届け出ですが、菅沼こども課長より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。こ

ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第8回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さん、おはようございます。本日ここに第8回辰野町議会12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、師走を迎え大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝を申し上げます。さて連日発表されます全国の新型コロナウイルス感染者数は、過去最多を更新する報道が続き、町民の皆様も大変不安な日々を過ごされていることと思っております。県内や上伊那地域でも連日のように感染者が報告されるような状況となり、町内でも先日感染された方が確認されました。一日も早い回復を心からお祈りいたします。すでにいつ誰がどこで感染してもおかしくない状況であります。町民の皆様には新しい生活様式の実践と、基本的な感染防止策の徹底を改めてお願いするとともに、感染された方やそのご家族などに対する差別や誹謗中傷を決して許すことなく、噂話や不確定情報に惑わされない冷静な対応をお願いするところであり、また先月16日に内閣府が発表した、7月から9月期までの実質国内総生産（GDP）は、物価変動を除いた実質値で5.0%の増、年率換算で21.4%増の4半期ぶりのプラス成長、過去最大といえる大幅な動きとなりました。経済活動の再開などが回復を後押しした形ではありますが、前期、前の期の4月から6月期がマイナス28.8%と戦後最悪の下落となったことへの反動という側面のほうが大きく、感染拡大前の水準には届かず経済の回復はまだまだ途上段階であります。いまだ先行き不透明な状況ではありますが、ワクチンの開発も急ピッチで進められているようであり、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために国、県と連携し必要な措置を講じてまいります。さて町長就任以来3年が経過しまして、現在の任期も残り1年をきりました。これまで町民が幸せを実感できる町、辰野の未来、町に住み暮らす町民の未来をつくるための強い思いで産業振興、福祉・子育て支援の充実、若者から高齢者まで魅力ある町づくり、道路環境の整備、防災対策の推進等にまい進してまいりました。そうした中で本定例会においても議案を提出いたします、町の第6次総合計画基本構想の中で、10年後の令和12年に目指す町の将来像を、「一人ひとりの活躍が作り出す住み続けたい町」としました。将来の急激な人口減少、暮らしや働き方に対する価値観の変化など

多様な課題を抱えている中ではありますが、今後も未来志向で果敢にチャレンジする姿勢を保ちつつ、住んでいる人が地域の良さを実感し地域に誇りをもち、住み続けたいと思えるまちづくりに全力を尽くしてまいりたいと、決意を新たにしているところでもあります。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、条例の制定1件、条例の一部改正3件、一般会計などの補正予算7件、第6次総合計画基本構想について1件、公の施設の指定管理者の指定1件、町道路線の認定1件と変更1件の合わせて15議案と報告事項2件であります。なお令和2年度一般会計補正予算（第13号）についての1件を、追加議案として最終日に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席5番、松澤千代子議員、議席6番、山寺はる美議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議の結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る11月25日、議会運営委員会を開催し、令和2年年第8回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。11月25日、辰野町告示第29号によって、辰野町長より12月定例会を12月1日に招集する旨を告示されたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案）朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。町村議会議員の成り手不足対策として候補者のポスター制作や選挙用自動車にかかる経費を公費で負担するため、公職選挙法が改正されました。これに伴い町議会議員および町長の選挙においても、一部経費を公費で負担する選挙公営制度を設け、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため本条例を制定したいとするものであります。第1条は趣旨、第2条から3ページの第5条までは選挙運動用自動車の使用について、第6条から4ページの第8条までは選挙運動用ビラの作成について、第9条から第11条は選挙運動用ポスターの作成についてそれぞれ規定し、5ページの第12条は条例の施行に関し必要な事項を町選挙管理委員会が定める旨の委任規定でございます。施行期日は公布の日からとし、この条例の規定は施行日以後その期日を告示される選挙について適用するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第1号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第1号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。

日程第4、議案第2号、辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第2号、辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。近年の核家族化や都市一極集中など生活形態の変遷により、将来的なお墓の管理者不足等の懸念から、現在永代供養が行える合葬式墳墓の建設を行っております。これに伴い、従来からの聖地を含めた霊園全体の適正な運用と維持管理のため、辰野町霊園条例の一部を改正するものでございます。また併せて合葬式墳墓の使用料を定めるため辰野町使用料条例の一部を改正するものでございます。辰野町霊園条例の改正の概要につきましては、合葬式墳墓は地上に骨壺に納めて埋蔵する個別埋蔵室、地下に骨壺に納めずに埋蔵する共同埋蔵室を有する建造物でございます。この合葬式墳墓を使用するにあたり申請から許可・埋蔵までの手続きについて規定するものでございます。また従来からの聖地維持・管理につきましても併せて改正を行い、聖地合葬式墳墓を返還した場合の使用料の返還規定を新たに規定するものでございます。併せて改正を行います辰野町使用料条例につきましては、合葬式墳墓の個別埋蔵室と共同埋蔵室の使用料をそれぞれ新たに規定するものでございます。この条例は令和3年4月1日を施行日といたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第2号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第2号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。

日程第 5、議案第 3 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 3 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案内容をご説明申し上げます。本議案税条例の改正は大きく分けまして 2 つの改正をお願いします。1 つ目は持続可能な医療保険体制を構築するため、国民健康保険法等の一部改正する法律の改正に伴う内容でございます。2 つ目は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことに伴います一部改正でございます。どちらも上位法令の改正により辰野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。それでは概要をご説明申し上げます。第 1 条の改正内容でございますが、持続可能な医療保険体制を構築するための地方税法の改正にあわせ、国民健康保険法の一部が改正されたことによる条例改正でございます。基礎課税額等の条文の整備及び都道府県が財政運営の責任主体となることによりまして、長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担することを明記し、また字句をあわせて整備するものでございます。次に第 2 条の改正内容でございます。個人所得課税の軽減判定所得基準の見直しにあわせる、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことから国民健康保険税条例の一部の改正を行うものでございます。令和 3 年 1 月 1 日に施行される、個人所得課税の見直しによる給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ 10 万円を振替えることに伴い、国民健康保険税の負担水準に不公平が生ずることのないようにするため、所要の整備を行うものでございます。軽減判定所得の基礎控除額を 33 万円から 43 万円に引き上げる改正でございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

議案第 3 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第3号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。

日程第6、議案第4号、辰野町公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号、辰野町公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律に伴いまして、当該条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、特例基準割合を延滞金特例基準割合と語句の変更等によって、内容が変更になるようなものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

議案第4号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第4号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。

日程第7、議案第5号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和2年度辰野町一般会計補正予算(第12号)を提案するにあたりまして、提案

理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告と人事異動等による人件費の補正、たつのパークホテル指定管理料、空き家等解体事業補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、定住促進奨励金、除雪委託料の追加などの補正予算であります。補正総額は2,673万8,000円の減額で予算総額は116億5,423万6,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては県支出金、繰越金、諸収入の増額と国庫支出金の減額です。歳出につきましては議会費では人事院勧告と人事異動による職員人件費の増額及び議員期末手当の減額などであり、総務費では新型コロナウイルス感染症の影響に対する経営支援を目的とした、たつのパークホテル指定管理料の追加、空き家等解体事業補助金、一般管理事務の消耗品費及び通信運搬費の増額、備品購入費の減額が主なものであります。民生費では保健福祉センター高圧受電設備改修工事、保育園個別施設計画会議委員報酬の追加、後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出金の増額が主なものです。衛生費は環境審議会委員報酬、健康増進事業費の増額などであり、農林水産業費では先進的農業経営を目指す農業経営体を対象とした強い農業・担い手づくり総合支援交付金、かやぶきの館商標登録更新にかかる費用の追加、環境保全型農業直接支払交付金の増額、松くい虫被害市町村拡大防止事業補助金の交付決定による財源組替が主なものであります。商工費では人事院勧告と人事異動による人件費の調整です。土木費では定住促進奨励金、除雪委託料、町道補修工事の増額が主なものです。教育費では糖尿病児童に対する看護師訪問回数の増による訪問看護委託料の増額、男女共同参画プラン策定にかかる費用、町民会館修繕料の追加、小中学校 LAN 整備・電源キャビネット設置工事とタブレット端末購入事業費の確定に伴う減額及び財源組替が主なものであります。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため、自宅審査に付し、最終日採決として、議事を進行いたします。日程第8、議案第6号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を説明申し上げます。1ページ目をご覧くださいと思います。収益的収入及

び支出です。上水道事業収入支出予算の総額を、収入支出それぞれ4億2,825万7,000円とすると記載してありますが総額の変更はございません。また簡易水道事業収益的収入及び支出の総額を4,059万8,000円とするとしてありますが、こちらも総額の変更はございません。次に資本的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款上水道資本的収入593万4,000円を減額して4,686万4,000円としました。支出の第1款上水道資本的支出を500万円減額して2億4,830万円としました。6ページをご覧ください。収益的収入及び支出の総額の変更はございません。支出について主なものでございますが、上水道事業費用は人事異動、給与改定に伴う職員給料・手当の増減額と光熱水費・動力費の増額、予備費を増額するものです。簡易水道事業費につきましては、修繕費、固定資産減価償却費の増額、固定資産除却費の減額をするものでございます。7ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入については、起債事業費の確定により企業債の減額が1,300万円、それから県道与地辰野線配水管工事の補償額の確定によりまして、県の補助金706万6,000円を追加するものでございます。支出については県道与地辰野線配水施設改良工事等の完了により、工事請負費500万円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第6号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第7号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)について、提案

理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の補正で歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 89 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 9 億 8,245 万 8,000 円とするものでございます。資本的収入支出の補正で歳出予算の総額から 29 万 7,000 円を減額して、7 億 8,436 万 4,000 円とするものでございます。6 ページ目をご覧ください。収入、歳入でございますが、天竜川上流事務所のですね工事の関係で、辰野水処理センターの土地を利用するという形になりまして、土地使用料の収入ということで 89 万 7,000 円を追加するものでございます。7 ページ目をご覧ください。歳出による費用の 89 万 7,000 円を追加補正するものでございます。歳出について主なものは、人事異動、給与改定に伴う職員給与、手当等等を 170 万 3,000 円減額し、下横川処理施設のし渣脱水機等の部品交換等に伴う修繕費を 38 万 3,000 円増額、令和 2 年度の固定資産台帳のための委託料 100 万円を増額、歳入の追加に伴いまして予備費を 121 万 7,000 円追加するものでございます。8 ページ目をご覧ください。歳出について主なものは、人事異動、給与改定等の伴う手当等を 29 万 7,000 円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 7 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。日程第 10、議案第 8 号、令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 8 号、令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

ぞれ 1,496 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 3,247 万 4,000 円とするものでございます。内容につきましては、6 ページをご覧ください。繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分を 78 万 1,000 円、保険者支援分を 29 万 6,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。諸収入について前年度保険給付費等交付金返還金を雑入として 1,604 万 6,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。8 ページをご覧ください。総務費について印刷製本費を 5 万 4,000 円増額するものでございます。9 ページをご覧ください。保険給付費について審査支払い手数料を 20 万円増額し、高額療養費を 30 万円減額、高額介護合算療養費を 10 万円増額するものでございます。10 ページをご覧ください。諸支出金について、償還金として前年度保険給付費等交付金剰余金 1,770 万 5,000 円を増額するものでございます。11 ページをご覧ください。予備費については歳入減額分の調整でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 11、議案第 9 号、令和 2 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 9 号、令和 2 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 239 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,431 万 6,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正によりまして、事務費繰入金を 59 万 3,000 円減額し、保険基盤安定繰入金を 205 万 5,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金につきましては前年度繰越金の確定により 92 万 9,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。8 ページをご覧ください。広域連合納付金につきましては長野県後期高齢者広域連合の予算補正に伴いまして、軽減分納付額を 205 万 5,000 円増額し事務費負担金を 59 万 3,000 円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳入増額分を 92 万 9,000 円を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただき

ますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第12、議案第10号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第10号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては給与改訂及び人事異動による給与の改定が主なものでございます。1ページをご覧ください。収益的支出から1,922万円を減額し、総額を22億4,557万6,000円とするものでございます。内容につきましては3ページの方をご覧ください。いずれも給与の改定及び人事異動による補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1番）

議案の4ページ、給与費明細表のところで職員数が当初よりも減る形になっております。会計年度任用職員以外では5名、全体でも8名減額ですがこのような見込みになった理由・事情をご説明いただければと思います。

○辰野病院事務長

はい。当初のほうは今年度の採用職員というものを若干多めに見ておりましたが、現実的には集まらなかったもの、それから年度途中で退職した職員も出ております。以上の理由により変更となりました。

○議長

よろしいですか。他にございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第10号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第11号、令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,433万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,981万4,000円とするものでございます。内容について申し上げます。歳入でございますが、6ページの国庫支出金から9ページの繰入金につきましては、この後、歳出で説明申し上げます介護保険給付費や地域支援事業費等の増減に伴い、国社会保険診療報酬支払基金、県・町が負担すべき金額をそれぞれの財源負担割合に応じて調整するものでございます。その内訳でございますが、まず6ページの国庫負担金が522万1,000円の増額、国庫補助金が494万2,000円の増額でございます。7ページの支払基金交付金は771万7,000円の増額でございます。8ページの県負担金は406万8,000円の増額、県補助金は14万1,000円の減額でございます。9ページの町一般会計からの繰入金は253万円の増額でございます。次に歳出でございますが、10ページの一般管理費は人件費の調整による27万7,000円の増額、徴収費はシステム改修費が国庫補助金の対象となったことに伴う財源組み替え、介護認定審査会費は上伊那広域連合への認定審査会共同設置負担金として27万4,000円増額するものでございます。11ページの保険給付費は要介護認定者数の増加や高額介護サービス費の増加、また新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いや請求単価の特例等に伴い2,858万1,000円を増額するものでございます。12ページの地域支援事業費のうち包括的支援事業・任意事業費は人件費の調整による73万5,000円の減額、13ページの介護予防生活支援サービス事業費は、国から交付金が交付されたことによる財源組替でございます。14ページの予備費につきましては406万円減額して保険給付費等の不足分を調整するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 14、議案第 12 号、辰野町第 6 次総合計画基本構想についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 12 号、辰野町第 6 次総合計画基本構想について、提案理由を申し上げます。辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、別紙のとおり辰野町第 6 次総合計画基本構想を策定したいので議会の議決を求めるものでございます。辰野町第五次総合計画が本年度をもって計画期間を終えることから、引き続き令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間について、辰野町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、辰野町第 6 次総合計画基本構想を策定するものでございます。別紙「辰野町第 6 次総合計画基本構想」をご覧ください。表紙をお開きください。目次のとおり第 1 編「はじめに」、第 2 編「基本構想」の 2 編の構成となっています。2 ページから 11 ページにわたる第 1 編「はじめに」では基本構想などの位置づけ、町の現状と特徴、人口の将来展望、これからの社会の変化と町への影響について考察した内容を記載いたしました。次に 8 ページをお開きください。平成 27 年度に策定した辰野町人口ビジョンに基づき 2030 年時点の人口は 16,591 人と展望し、人口減少を緩やかにするための施策を講ずるとともに、人口が減少しても持続可能な地域を作るものとしています。第 2 編からが基本構想となります。14 ページをご覧ください。第 1 章「まちの将来像」では平成 3 年に制定された町民憲章を町の恒久的な、これからも変わらない守り続けていく町の姿として位置づける整理をすることで、第五次総合計画の将来像を引き継ぎます。その上で新たに 10 年後に目指すまちの将来像を「一人ひとりの活躍が作り出す、住み続けたいまち」として定めます。15 ページではまちの将来像を実現するための基本方針として 3 つの方針を掲げました。方針 1. コンパクトで住みやすい人口減少に対応したまちづくり、方針 2. デジタル化など技術の発展や社会の変化を活かしたまちづくり、方針 3. 豊かな自然環境を守り活かす持続可能なまちづくり、以上 3 つの方針に沿って政策に取り組みます。16 ページをお開きください。第 2 章「土地利用の構想」については令和 2 年度末を目標年次としている、国土利用計画第 2 次辰野町計画の見直しの時期を迎え、上位計画である総合計画の見直しに合わせて、これまで別に定められていたものを、総合計画の中で一体的に見直しながら定めることといたしました。17 ページでは第 3 章「政策の大綱」として政策の体系を図で示して

います。その中でまちとして取り組む基本目標（政策の柱）を7つ設定し、18ページから19ページに説明を加えこの基本目標に沿って基本計画を展開するものとしています。なお基本計画については、3月定例会へ上程する予定で策定作業を進めています。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第15、議案第13号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。来年3月31日をもって指定管理期間が満了する湯にいくセンター、しだれ栗森林公園、たつの未来館、ほたるの里世代間交流センター、辰野町世代間交流施設の5施設についてご審議をお願いするものであります。湯にいくセンター、しだれ栗森林公園、たつの未来館の指定管理者選定にあたっては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条に基づき、9月30日から10月20日まで候補者を公募いたしました。湯にいくセンター、しだれ栗森林公園についてはそれぞれ2社から、たつの未来館については3社から応募があり、書類審査を経て11月6日に庁内職員で構成する選定委員会と、外部の識見を有する方で構成します候補者選定審査会の合同で、選定基準に基づく審査を実施し、その後11月20日に開催した候補者選定審査会において最終決定したものであります。その結果湯にいくセンターとしだれ栗森林公園については、東京都北区王子3丁目19番7号に本社がある、株式会社サンアメニティを選定いたしました。指定期間は両施設ともに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。指定管理料は議決後の契約協議の中で決定いたしますが、湯にいくセンターは年間約2,200万円から約2,000万円、5年間で約1億500万円を予定しております。しだれ栗森林公園については年間440万円で5年間で2,200万円を予定しております。たつの未来館については東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号に本社がございます、シンコースポーツ株式会社を選定いたしました。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日

までの3年間、指定管理料は年間1,800万円あまり、3年間で約5,500万円を予定しております。4番目のほたるの里世代間交流センターについては社会福祉法人辰野町社会福祉協議会を、5番目の辰野町世代間交流施設は、世界昆虫館、代表者川島陽江を指定手続き等に関する条例第5条に基づく、設置の目的をもっとも効果的に達成できるものと認めまして、公募によらない候補者として選定したものであります。指定期間はほたるの里世代間交流センターについては令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、辰野町世代間交流施設については令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間であります。指定管理料はそれぞれ現在と同額で、ほたるの里世代間交流センターは年間409万5,000円、辰野町世代間交流施設は年間100万円を予定しております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただ今、議題となっております議案第13号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第16、議案第14号、辰野町道路線の認定について、日程第17、議案第15号、辰野町道路線の変更について、以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第14号、辰野町道路線の認定について、議案第15号、辰野町道路線の変更について提案理由を申し上げます。一般県道与地辰野線延長1,250メートル、幅員が13から16メートルの道路が完成し、11月27日の金曜日12時から供用開始となりました。県道新設に伴う町道の路線の認定・変更についてのものでございます。議案第14号、辰野町道路線の認定について説明を申し上げます。位置図をご覧ください。新設

された県道与地辰野線の終点の交差点から箕輪町境の上桑沢橋までの間、延長 1,812.4 メートルを県道から町道に編入し認定するものでございます。続きまして議案第 15 号、辰野町道路線の変更について説明申し上げます。位置図をご覧ください。先ほどと同じ地域とはなりません。町道の 1445 号線が箕輪町境から県道与地辰野線までございました。新しく県道与地辰野線に移管されるため、現在の町道 1445 号線を短縮し 140.1 メートルに変更するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。はじめに議案第 14 号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。続いて議案第 15 号、辰野町道路線の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 18、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条、及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第 1 号、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、報告を求めます。

○教育長

報告第 1 号、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、

点検及び評価を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされています。令和元年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と委員による外部評価が完了しましたので、その結果を報告書として提出するものでございます。詳しくは生涯学習課長に説明いたさせますのでお聞きください。

○生涯学習課長

それでは報告いたします。報告書の概要について説明させていただきます。お手元の1ページをご覧ください。評価は辰野町第五次総合計画後期基本計画の主要施策に挙げた事務事業を対象に行いました。外部評価委員として下辰野の長田八重子氏、上辰野の増澤進氏のお二人にお願いし評価委員会を2回開催いたしました。2ページをご覧ください。対象としました事務事業評価の一覧表でございます。42の事業を評価しそのうち15の項目について改善の余地があるとして、今後の方向性について見直しの上継続としました。3ページをご覧ください。外部評価委員による評価結果の全般事項でございます。実績と成果として、保育園・学校の空調整備、辰野西学童クラブ新築、ICTなどの教育環境整備に積極的に取り組んでいる、図書館や公民館活動においては町民のニーズにこたえる活動や取り組みが行われており、今後ともその取り組みが期待される。スポーツ振興、文化芸術振興等の面でも施設・整備を有効活用し、町民の体育・文化活動を充実させる取り組みがなされていると評価をいただきました。課題と今後の方向として保育園・学校施設の老朽化に伴い、財政面でも難しい面もあると思われるが、今後とも子どもたちのために施設・設備等の環境整備の取り組みを、生涯学習の推進については事務局が支援を行いながら、関係諸団体が主体的に事業を推進していく体制づくりを、児童・生徒が辰野町について理解を深めていくための「辰野町資料集」ダイジェスト版を作成し、町民にも配布したらどうか、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からさまざまな活動が制約を受けたが、感染予防対策を講じながら町民のための活動を継続されたいなどの評価ご助言をいただきました。4ページ以降には事務事業別に担当職員が説明した実績と成果・課題・有効性・効率性・経済性で見た自己点検結果と、それに対する外部評価員の評価を記載しておりますのでご覧ください。以上でございます。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたい

という点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に報告第2号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分を行ったので報告いたします。公用車による1件の財物事故であります。令和2年5月25日町民体育館駐車場において公用車をバックさせる際、後方不注意により走行中の車と接触し、相手車両フロント側の一部を損傷させてしまいました。示談が成立し賠償金額30万7,382円を支払いました。専決日は令和2年9月18日でございます。本件の保障につきましては全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

○舟橋(4番)

ただいま公用車による事故の報告をいただいたわけですが、ここ定例会ごとにこの事故の報告がされているかと思えます。このような状況に対して町はどのような対策をとっているのか伺いたいと思えます。

○総務課長

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。公用車の事故が多発しているところでありまして、大変申し訳ないと思えます。基本的にはそれぞれが不注意によるものでございます。課長会またその他の中でも職員に対して交通安全、特に急いでいるときに事故って起こりやすいところがございまして、そういったところに特に注意をするように呼びかけをさせていただいております。また今回報告をさせていただきました事故については、現場自体が町民体育館の下の駐車場ですので、非常に暗かったといったこともひとつの要因ではないかなと思っております。早速担当課のほうと現地の対策を練りまして、現在照明また注意看板の設置、またバリケードで通行の方向を一定程度制御するといった対策等もとらせていただいております。今後も引き続き職員のほうに交通安全を呼びかけてまいりたいと思えます。以上であります。

○議 長

舟橋議員、よろしいですか。そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 19、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、その写し及び文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情、3 件については、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、本日の会議は散会いたします。大変ご苦勞様でした。

1 1. 散会の時期

12 月 1 日 午前 11 時 15 分 散会